

相続人代表者指定届 兼 現所有者申告書

令和 年 月 日

北 杜 市 長 様

申請者(代表者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名(名称) \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

個人番号(法人番号) \_\_\_\_\_

相続人にかかる市税に関する賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付関係書類を受領する代表者として、下記のとおり申告しますので、地方税法第9条の2第1項及び第343条第2項の規定により届け出ます。併せて、北杜市税条例第74条の3に基づき、地方税法第384条の3に規定する現所有者を申告します。

固定資産課税 台帳所有者 (被相続人等)	ふりがな		死亡年月日	
	氏名(名称)			
	住 所			
代表者以外の 相 続 人 (現所有者)	氏 名	被相続人 との続柄	住 所	相続分
	個人番号(法人番号)			
	個人番号(法人番号)			
個人番号(法人番号)				
個人番号(法人番号)				
摘要				

添付書類

- 「戸籍」「法定相続情報証明書」等の写し（被相続人と相続人代表者の関係がわかる書類）
- 「相続放棄申述受理通知書」の写し（相続放棄している場合）
- 「遺言書」の写し（遺言により法定相続人以外が相続している場合）

**【留意事項】**

- ①申告義務は現所有者全員にありますが、代表者が複数の現所有者をまとめて申告することもできます。この場合、記載されたその他現所有者の方が別途申告する必要はありません。
- ②遺産分割協議書、遺言書などが無い場合、当該土地・家屋は法定相続人全員の共有とみなされ、固定資産税は法定相続人全員が連帯して納税する義務を負います。
- ③現所有者申告書・添付書類に基づき、新たな納税義務者を認定します。認定以降、当該納税義務者のうち代表者に納税通知書を送付します。
- ④この申告で軽自動車及び不動産登記の名義は変更されません。軽自動車については山梨県軽自動車検査協会、不動産の相続登記については甲府地方法務局韮崎出張所へご相談ください。
- ⑤相続税の申告とは一切関係ありません。相続税については、住所地を所管する税務署へお問い合わせください。
- ⑥毎年12月末日までに相続登記が完了した場合は、新しい所有者に課税されるため、この申告書は必要ありません。